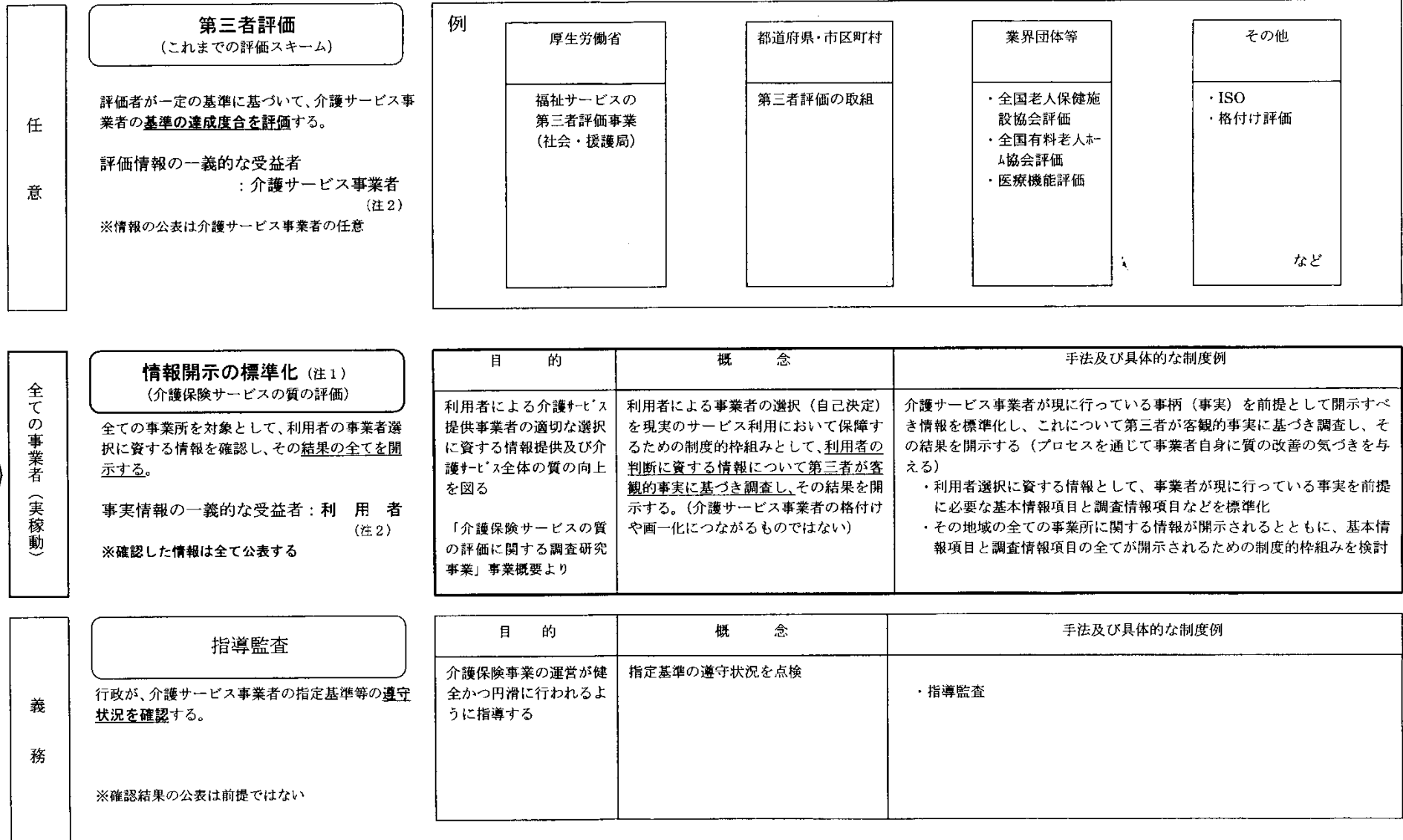


資料1 「情報開示の標準化」の位置付けの整理



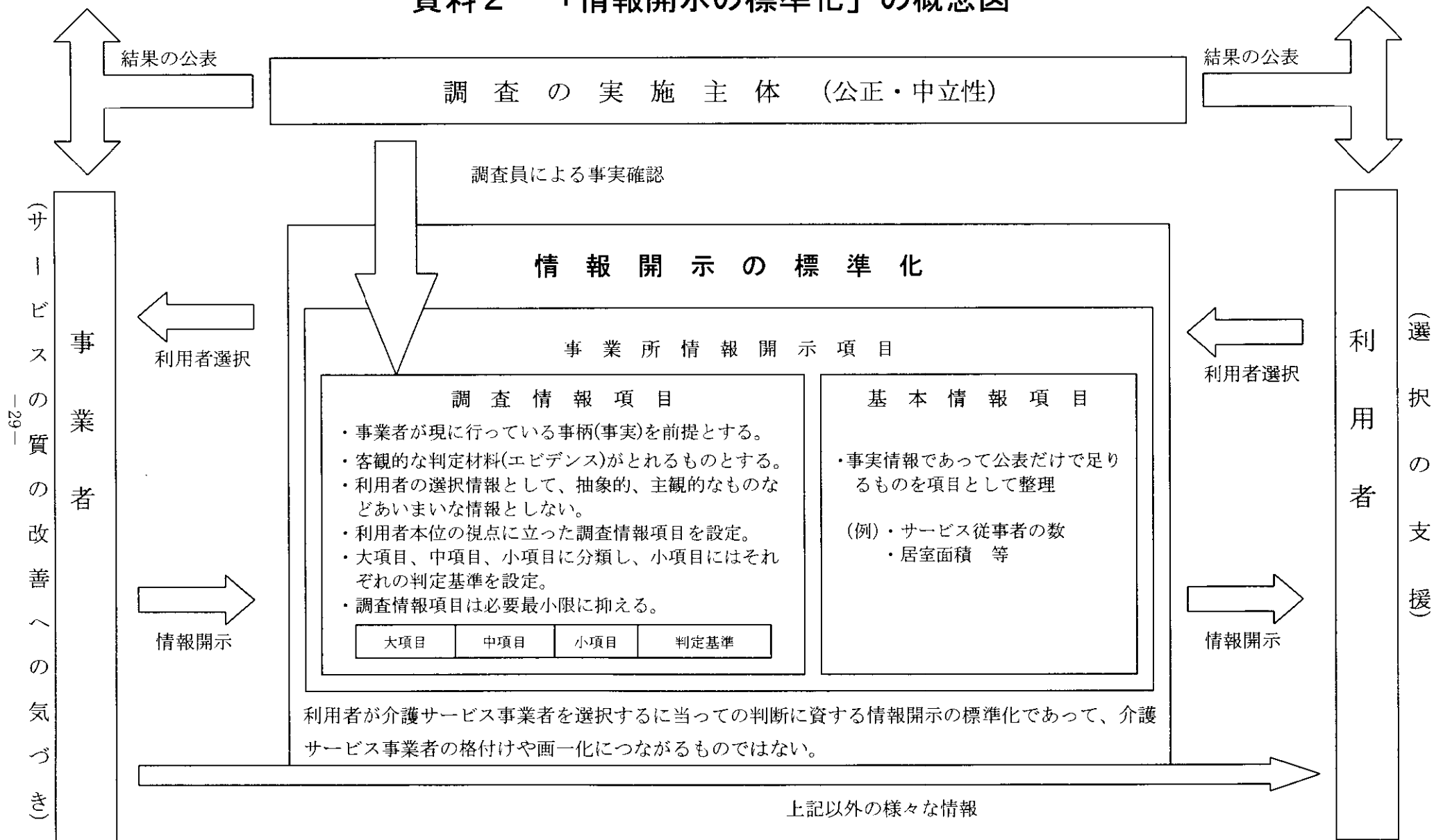
新たな制度的な枠組みの構築

全ての事業者（実稼働）

(注1) 本資料における「情報開示」の「開示」とは、公表、公開等を含めた一般的な表現として使用している。

(注2) 位置付けを明確にするため「一義的な受益者」を整理しているが、「第三者評価」についても利用者が、「情報開示の標準化」についても事業者が、それぞれ受益者となり得るものである。

資料2 「情報開示の標準化」の概念図



資料3 「情報開示の標準化」の実施に必要と考えられる事項について

